

事務連絡
令和8年6月12日

公益社団法人 富山県医師会長
各 郡 市 医 師 会 長
各 公 的 病 院 長

】 殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

麻疹患者の発生に伴う注意喚起について（依頼）

日頃から、本県の感染症対策に種々の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

全国的に麻疹の届出数が増加する中、別添報道発表資料のとおり6月12日に県内においても麻疹患者の届出がありました。なお、本事例につきましては、厚生センターにて疫学調査を実施しております。

今後、県内においてさらなる患者の発生も懸念されることから、下記の点にご留意いただきますよう、関係者に周知方よろしくお願いいたします。

記

1 発熱や発疹を呈する患者を診察された際は、麻疹を考慮した診療をお願いし
ます。

麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴、国内旅行歴、予防接種歴、罹患歴等
をご確認ください。

診療にあたっては、参考資料「麻疹を疑った際の対応」および「医療機関での
麻疹対応ガイドライン 第七版」もご参照ください。

2 麻疹を疑われた場合は、速やかに厚生センター（支所）又は保健所（下記連絡
先）に連絡いただくとともに、下記の検体を提出し、県衛生研究所によるウイルス
学的な確定診断を実施して下さい。

急性期の血液（全血）、咽頭ぬぐい液、尿の3点セットで検体を採取してくだ
さい。

(1)咽頭ぬぐい液

- ・生理食塩水または検体輸送培地（新型コロナウイルス用、インフルエンザウ
イルス用と同様）2mL にスワブを浸す。

(2)全血

- ・2mL～5mL（EDTA入り採血管）

(3)尿

- ・所有の容器に、3mL程度採取してください。

検体採取方法等、詳細は下記衛生研究所HPをご確認ください。

- ・麻疹・風しん疑い患者発生時の医療機関対応について

<https://www.pref.toyama.jp/1279/kansen/topics/mashin/mitaiou.html>

【検体の回収について】

- ・検体を採取された場合は下記にご連絡下さい。厚生センター職員が回収に伺います。あわせて、病原体検査票の提出をお願いします。

※病原体検査票は衛生研究所 HP よりダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1279/kurashi/kenkou/kenkou/1279/inspection/inspection4/inspection4-1.html>

- ・検体は、衛生研究所においてウイルス PCR 検査を実施します。検査結果は、検査票を用いてお返しします。

連絡先

厚生センター(支所)名	平日 (8:30~17:15)	休日・夜間
新川厚生センター	0765-52-2647	090-9448-6722
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359	090-7598-6461
中部厚生センター	076-472-1234	090-4686-4023
高岡厚生センター	0766-26-8414	090-3298-1452
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666	090-6816-1471
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780	090-2120-0163
砺波厚生センター	0763-22-3512	090-4686-3920
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070	080-8992-9915
富山市保健所	076-428-1152	076-431-6111

(参考資料)

- ・「麻しんの国内外での報告増加に伴う注意喚起について」(令和8年2月13日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001655886.pdf>

- ・厚生労働省 HP 麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

- ・JIHS 麻しんを疑った際の対応

<https://dcc.jihs.go.jp/information/pdf/mashin20260327.pdf>

- ・JIHS 医療機関での麻疹対応ガイドライン 第七版

https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/medical_201805.pdf

事務担当：感染症・疾病対策課
TEL : 076-444-8920